

# 日本大学リサーチ・アシスタント規程

平成20年2月1日制定

平成20年4月1日施行

平成22年3月5日改正

平成22年4月1日施行

## (目 的)

第1条 この規程は、日本大学（以下本大学という）におけるリサーチ・アシスタント（以下RAという）に関する必要事項を定め、もって本大学の若手研究者の育成と研究活動の充実を図ることを目的とする。

## (職 務)

第2条 RAは、当該RAを受け入れる研究者が行う研究プロジェクトにおいて、委嘱契約に基づき研究活動の補助的業務に従事する。

## (研究プロジェクト)

第3条 この規程でいう、研究プロジェクトとは、次の各号のとおりとする。

- ① 公的資金等による研究プロジェクト
- ② 企業等からの委託による研究プロジェクト
- ③ 寄付による研究プロジェクト
- ④ その他所属長が認めた研究プロジェクト

## (名 称)

第4条 RAの名称に、研究プロジェクト遂行上の必要に応じて、当該研究プログラムの略称を追加することができる。

## (資 格)

第5条 RAは、本大学の大学院研究科博士後期課程に相当する学生とする。

## (申 請)

第6条 RAの受入れを希望する研究者は、当該研究プロジェクトの研究代表者の同意を得た上、所定の書類により所属長に申請するものとする。

## (委 嘱)

第7条 所属長は、審査選考の上、諸会議等の議を経て、RAを委嘱する。

## (委嘱期間)

第8条 RAの委嘱期間は、1年以内とする。ただし、当該研究プロジェクトの終了を限度として再委嘱を妨げない。

## (契 約)

第9条 RAの委嘱に当たっては、書面により個別の契約を締結する。

## (手当等)

第10条 RAの手当等は、原則として当該研究プロジェクト予算から支出する。

2 RAの手当の額等については、別に定める。

## (諸規程等の遵守)

第11条 RAは、職務に従事するに当たり、本大学の諸規程等を遵守しなければならない。

(解 嘱)

第12条 R Aが、次の各号のいずれかに該当する場合には、R Aを解嘱することができる。

- ① 当該研究プロジェクトが終了、廃止又は中止となったとき。
- ② 本大学の指示に従わなかったとき。
- ③ R Aを受け入れた研究者の指示に従わなかったとき。
- ④ 疾病等のため職務に従事できないと認められたとき。
- ⑤ 重大な違法行為があったとき。
- ⑥ 休学又は退学したとき。
- ⑦ 学則に違反する行為があったとき。

(旅費交通費)

第13条 R Aの出張旅費の取扱いは、別に定める。

(労働保険)

第14条 R Aの労災保険及び雇用保険の適用については、法令に基づくものとする。

(発明等)

第15条 R Aの発明等に関する取扱いについては、日本大学発明等に関する規程による。

(所 管)

第16条 R Aに関する事務は、本部においては研究推進部、学部等においては研究事務課、大学院独立研究科においては当該研究科の事務を分掌する課等が行う。

(内規等)

第17条 この規程に関するその他の必要事項は、内規等で別に定めることができる。

## 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。